

地域計画策定推進緊急対策事業補助金交付事務取扱要領

制定 令和5年5月26日付け経営第238号 北海道農政部長通知

第1 趣旨

地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく事業に関する事業実施計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業実施計画の承認

- 1 農業委員会会長は実施要綱第2の（2）に掲げる事業を実施しようとする場合には、実施要綱第5の2に基づき、事業実施計画（以下、「実施計画」という。）を農政第219号様式（昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第219号様式」において同じ。）により作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、実施要綱第2の（1）に掲げる事業を実施しようとする場合は、実施要綱第5の2に基づき、1で提出のあった実施計画を含めた市町村事業実施計画を農政第219号様式により作成し、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）の定めた日までに別紙様式第1号により総合振興局長等に承認の申請をするものとする。
なお、市町村長は実施要綱第2の（1）に掲げる事業を実施しない場合には、1により提出された実施計画を添付し、別紙様式第1号により総合振興局長等に承認の申請をするものとする。
- 3 2により計画の承認の申請を受けた総合振興局長等が、計画の承認をする場合は、別紙様式第2号により通知する。
- 4 総合振興局長等は、3の承認を通知するに当たっては、申請書及び実施計画書の写しを添えて、あらかじめ農政部長に協議するものとする。

第3 実施計画の変更

市町村長及び農業委員会会長は、承認を受けた計画について、次の場合にあっては、第2の例により計画の変更手続を行うものとする。

- （1）事業費の3割を超える増減
- （2）補助金額の3割を超える減又は補助金額の増
- （3）実施要綱第2の（1）及び（2）に掲げる事業の中止又は新規の実施

第4 助成措置

総合振興局長等は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、市町村長に対して補助金を交付するものとする。

なお、対象経費は、別表に掲げるものに限るものとする。

第5 補助金の交付申請

市町村長が補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式の補助金等交付申請書に次の（1）から（4）までに掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するも

のとする。

- (1) 市町村（農業委員会）事業実施計画（又は完了報告書）（農政第219号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
- (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
- (4) 事業予算書（農政第20号様式）

第6 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、本事業の実施に必要な別表左欄に掲げる経費に別表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。

第7 補助金の交付決定の通知

- 1 総合振興局長等は、第5の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、必要に応じ、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、別紙様式第3号の補助指令書により当該市町村長に通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、概算払ができるものと認めた場合又は補助事業等を遂行する上で周知させる事項がある場合には、補助指令書とともに別紙様式第4-1号で市町村長にその旨の通知をするものとする。
- 3 総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別紙様式第4-2号により市町村長に速やかに通知するものとする。
- 4 総合振興局長等は、3の規定による通知を行ったときは、市町村長から受理した申請書の写しを農政部長に提出するものとする。

第8 申請の取下げ

- 1 市町村長は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請書を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第9 補助事業の内容等の変更

- 1 市町村長は、補助事業等について、第3に掲げる重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書を総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに承認の決定を行い、別紙様式第5-1号又は別紙様式第5-2号の変更指令書により当該市町村長に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の規定による通知を行ったときは、当該市町村長から受理した申請書の写しを農政部長に提出するものとする。

第10 補助事業の中止又は廃止

- 1 市町村長は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に關係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の中止若しくは廃止について承認するとき又は不承認のときには、別紙様式第6号で市町村長に通知するものとする。

- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 市町村長は、補助事業等が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別紙様式第7号の事業遂行状況報告書を添えて、総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1について市町村長に事業遂行を指示するときには、別紙様式第8号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

第12 事情変更

- 1 総合振興局長等は、補助金の交付決定後に、規則第8条に規定される事情変更により特別の必要が生じたときには、次のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で市町村長に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別紙様式第9-1号	別紙様式第9-2号
一部の取消し	別紙様式第9-3号	別紙様式第9-4号

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別紙様式第9-5号で市町村長に通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第13 概算払

- 1 市町村長は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書を総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別紙様式第10-1号で市町村長に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）第9条関係2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別紙様式第10-2号により、概算払をしない理由を付して市町村長に通知するものとする。

第14 事業遂行状況報告

- 1 市町村長は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別紙様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、翌年1月15日までに総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、規則第11条の規定により、補助対象事業の遂行状況報告を必要とするときには、別紙様式第7号の事業遂行状況報告書を市町村長に提出させるものとする。

第15 事業の遂行命令

- 1 総合振興局長等は、第14により提出された報告書等で補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業等を遂行していないと認めるときには、規則第12条に基づき、別紙様式第11-1号で市町村長にその遂行を命ずるものとする。
- 2 総合振興局長等は、市町村長が1の命令に従わないときには、別紙様式第11-2号で市町村長に補助事業等の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、市町村長が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別紙様式第11-3号で市町村長に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 総合振興局長等は、市町村長が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で市町村長に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金 なし	取消しに係る部分の返還金 あり
全部の取消し	別紙様式第9-1号	別紙様式第9-2号
一部の取消し	別紙様式第9-3号	別紙様式第9-4号

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第16 実績の報告

- 1 農業委員会会長は、補助事業等が完了したときは、事業完了報告書（農政219号様式）を作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、補助事業等が完了した日（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、1により提出のあった完了報告書を含めた農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。
 - (1) 市町村（農業委員会）事業実施計画（又は完了報告書）（農政第219号様式）
 - (2) 補助金等精算書（農政第29号様式）
 - (3) 事業精算書（農政第31号様式）
- 3 2の実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。
なお、事業を委託して実施する場合は委託契約書の写しを添付するものとする。

第17 補助金の確定額

補助金の確定額は、実支出額（補助率を乗じるものにあつてはそれに補助率を乗じて得た額とする。）と交付決定額（変更した場合は、変更後の交付決定額とする。）のいずれか低い額とする。

第18 額の確定

- 1 総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別紙様式第12-1号で行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されて

いるときには、別紙様式第12-2号で市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。

- 3 総合振興局長等は、補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別紙様式第13号の補助金交付状況報告書に第16の補助事業等実績報告書の写しを添えて、速やかに農政部長に報告するものとする。

第19 帳簿及び書類の保管

市町村長は、当該補助事業等に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、当該補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する期間。以下「処分制限期間」という。)を経過していない場合においては、財産管理台帳(別紙様式第15号)及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

第20 財産の処分

- 1 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事に対し、財産処分の申請を行い、その承認を得るものとする。

1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具、並びに不動産及びその従物

- 2 1の規定は、市町村長が補助金の全部に相当する額を納付した場合又は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、処分制限期間)に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。
- 3 知事は1の申請に係る承認又は不承認については別紙様式第16号により市町村長に通知するものとする。

第21 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 総合振興局長等は、第12の規定のほか、規則第17条により、市町村長が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

なお、この規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が市町村長等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けずに、この補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消

そうとするときには、次の様式で市町村長に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別紙様式第9-1号	別紙様式第9-2号
一部の取消し	別紙様式第9-3号	額の確定前 別紙様式第9-4号 額の確定後 別紙様式第9-6号

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第22 特例措置

交付決定前着手については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 補助対象事業の着手は、原則として、第7に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るため、補助金の交付決定前に着手する場合にあっては、市町村長は、別紙様式第14号の交付決定前着手届を総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第23 留意事項

- 1 市町村は、策定した地域計画の実現に向けた取組や進捗状況を把握し、的確なフォローアップを行うものとする。
- 2 (総合)振興局、市町村及び農業委員会は、本事業の実施に際して得た個人情報等の取扱いについては、実施要綱別記により適切に取り扱うよう留意するものとする。

第24 関係機関との連携

市町村長及び農業委員会会長は、本事業を実施するに当たり、協力を仰ぐなどして関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

第25 報告及び検査

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により、市町村及び本事業に関係する機関に対し、報告を求め、その職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させること若しくは関係者に質問させること、並びに現地への立入調査を行うことができるものとする。

第26 その他

- 1 総合振興局長等は、本事業の円滑かつ適正な実施のため推進活動のほか、市町村長に対する指導・助言を行うものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附則（令和5年5月26日付け経営第238号）

この要領は、令和5年5月26日から施行する。